

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分……………一
- ………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………四
- ………(同)……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………五
- ………(同)……………五
- 貸金業法による行政処分……………六
- ………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………六
- 杉並区主任教諭選考に係る事務委託に関する規約……………六
- ………(東京都教育委員会)……………六
- 技能教育施設の指定……………七
- 技能教育の連携措置に係る科目の追加指定……………七
- 技能教育の連携措置に係る科目の指定解除……………八

告示(選)

- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………八
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………八
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………八
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………九
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………九
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一〇
- 特定非営利活動法人の認定……………一〇
- 開発行為に関する工事完了……………一〇
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………一〇
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………一三
- ………(環境局総務部環境政策課)……………一三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一三
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………一三
- ………(同)……………一三
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………一三
- ………(下水道局)……………一三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………一四
- ………(同)……………一四

公 告

- 平成二十六年九月二十六日付東京都告示第千二百九十八号……………一四

告 示

●東京都告示第七百四十九号
 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。)第三十九条第一項の規定による行政処分について、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者
 (一) 名称 株式会社ウィル
 (二) 代表者氏名 吉國 貴夫

(三) 主たる事務 大阪府大阪市北区天満二丁目二番三号
 所の所在地

二 処分年月日 平成二十七年三月十一日
 三 処分の内容

平成二十七年三月十二日から同年九月十一日までの間(六箇月間)法第三十三条第一項に規定する連鎖販売取引に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約の締結を行うこと。

四 適用条項 法第三十九条第一項

●東京都告示第七百五十号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十七年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

商号	代表者氏名	主たる事務所 の所在地	免許証番号	免許年 月日
丸萬商事株式会社	代表取締役 室岡 醇一	杉並区下井 草一丁目二 十四番三号	東京都知事 (14)第五四八 四号	平成二 十三年 六月三 十日

株式会社 住地	代表取締役 下平 明	杉並区南荻 窪四丁目三 十六番五号 プロスベア 荻窪二〇四	東京都知事 (13)第一八八 五二号	平成二 十五年 四月五 日
------------	---------------	---	--------------------------	------------------------

●東京都告示第七百五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年三月十六日	小平市美園町三丁目三百九十三番二、同番八、同番十及び同番十一の各一部	延長 二・〇〇 幅員 四・〇〇

●東京都告示第七百五十二号

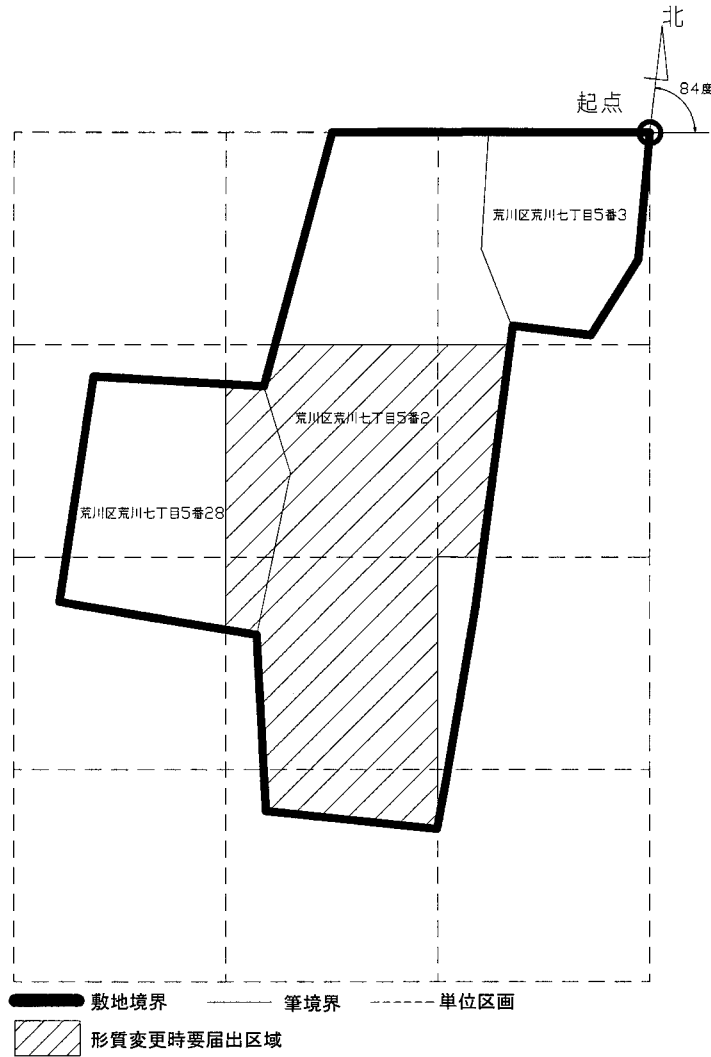
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年四月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区荒川七丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

別 図



< 起点 >
 起点は、荒川区荒川七丁目 5 番 3 の最北端とする。

< 格子の回転角度 > 84 度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百五十三号

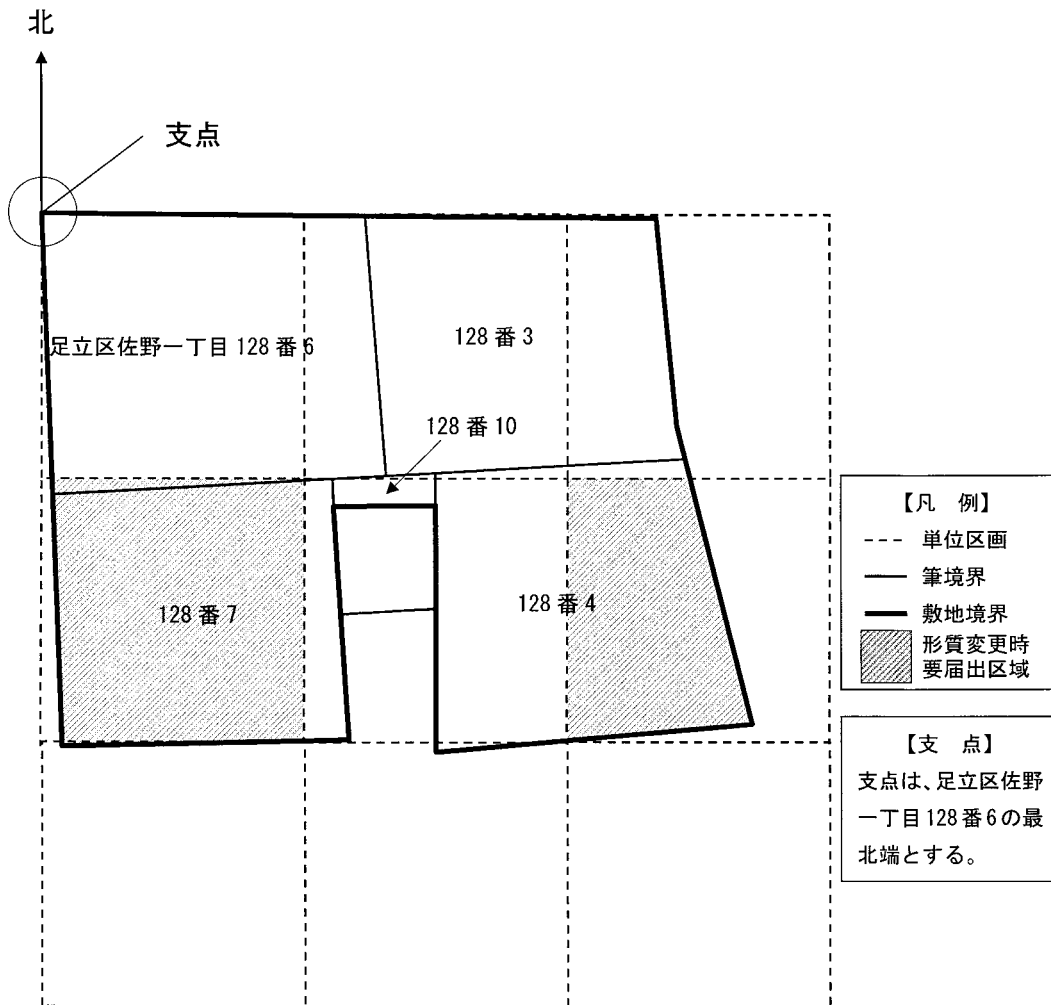
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区佐野一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度 (0度0分0秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百五十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第六百六十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区豊洲六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

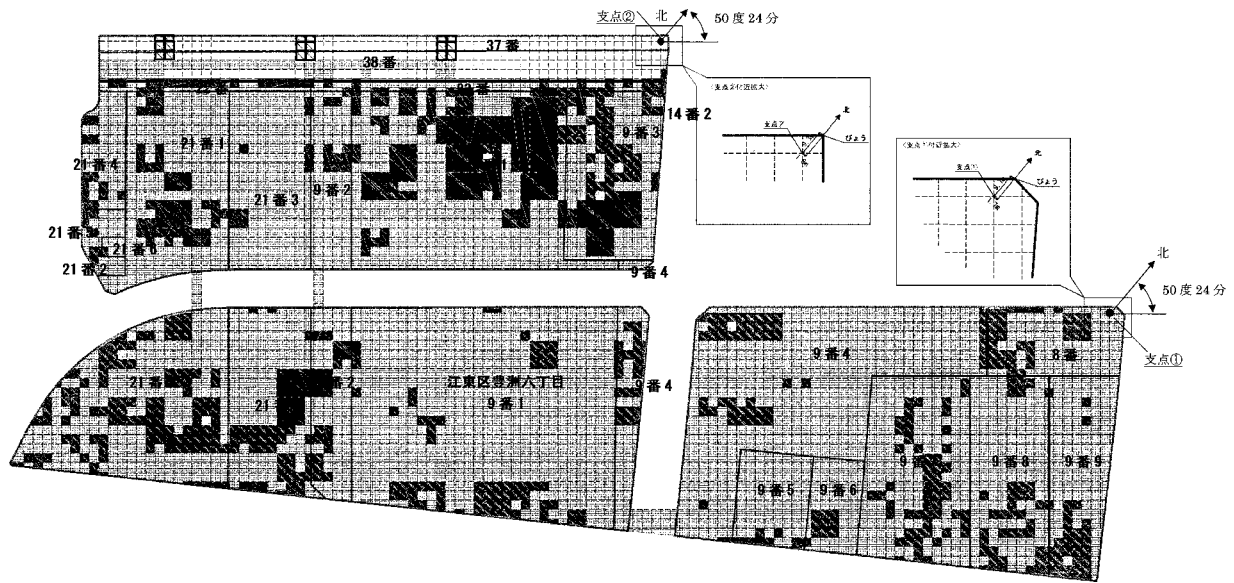
四 講じられた汚染の除去等の措置 汚染の除去等の措置に伴い法第十四条の申請により指定した形質変更時要届出区域の解除のための調査の実施

別図

<支点>
支点①は、江東区豊洲六丁目8番の最北端にあるびようから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。
支点②は、江東区豊洲六丁目37番の最北端にあるびようから西へ1.8m、南へ9.3m進んだ地点とする。

<格子の回転角度 (50度24分)>
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

- <凡例>
- : 調査対象地
 - - - : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 平成23年東京都告示第1666号による指定を解除する区域
 - : 形質変更時要届出区域 (平成23年東京都告示第1655号、第1656号及び第1666号、平成25年東京都告示第973号並びに平成26年東京都告示第817号により指定した区域)
 - : 形質変更時要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域 (平成26年東京都告示第1312号、第1392号及び第1428号並びに平成27年東京都告示第379号により指定した区域)



●東京都告示第七百五十五号

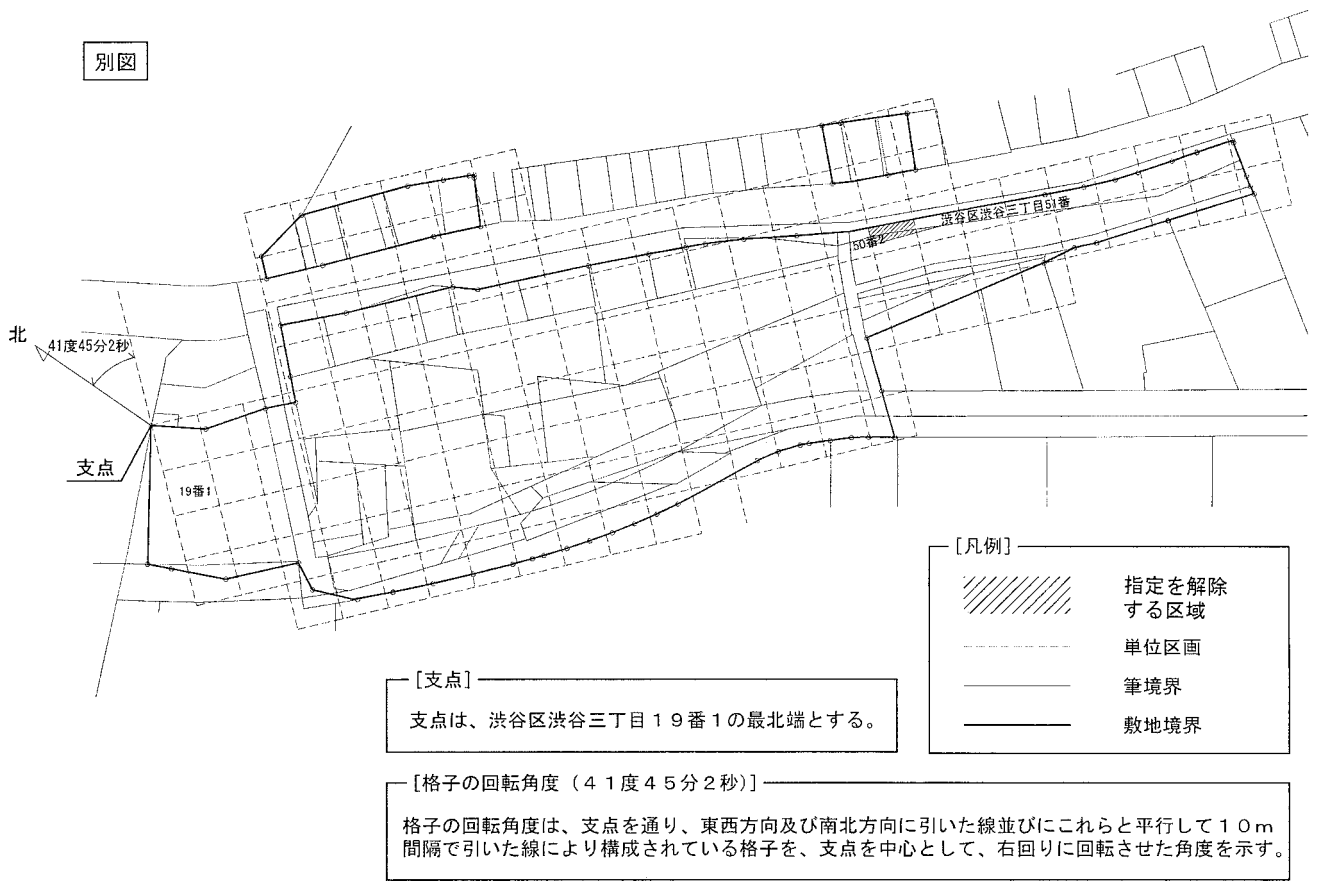
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千四百四十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年四月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (渋谷区渋谷三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第七百五十六号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年四月十四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号又は名称 株式会社敷島興産

(二) 氏名(法人の場合は代表者氏名) 沢崎 正徳

(三) 主たる営業所の所在地 豊島区東池袋一丁目四十四番一号 黒澤ビル四階

(四) 登録番号 東京都知事(10)第〇五五三六号

(五) 登録年月日 平成二十四年六月二十八日

二 処分年月日 平成二十七年三月十九日

三 処分の内容 登録の取消し

四 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第七百五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、杉並区学校教育職員の主任教諭選考に係る事務を次の規約により受託するので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

杉並区学校教育職員の主任教諭選考に係る事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定に基づき、杉並区(以下「甲」という。)は、杉並区学校教育職員(杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十九年杉並区条例第十号)第二条に規定する者をいう。)の主任教諭選考に係る事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を東京都(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担)

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認めた場合は、その一部を負担することができる。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。

(収入の帰属)

第三条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、乙に帰属する。

(収入及び支出の経理)

第四条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の精算)

第五条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。(条例等の制定改廃の場合の措置)

第六条 委託事務の管理及び執行について適用されるこの条例、規則その他の規程等が制定若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第七条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約の有効期間は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までとする。ただし、期間満了の日までに双方別段の意思表示がない場合は、更に一年間継続するものとし、以後この例による。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十七号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条の規定による技能教育のための施設を平成二十七年四月一日付けで次のとおり指定したので、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十三条の三の規定により告示する。

平成二十七年四月十四日

東京都教育委員会

- 一 技能教育のための施設の名称及び所在地
 - 野田鎌田学園杉並高等専修学校
 - 東京都杉並区上荻四丁目二十九番八号
- 二 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目
連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

調理高等科

生活産業情報

食文化

理論と食文化

衛生法規

公衆衛生

食品衛生

栄養

食品と栄養

調理実習

課題研究

生活産業情報

食文化

公衆衛生

食品衛生

栄養

栄養

食品

調理

課題研究

●東京都教育委員会告示第十八号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、町田調理師専門学校(以下「町田調理師専門学校」という。)の連携措置に係る科目について平成二十七年四月一日付けで次のとおり追加指定したので告示する。

平成二十七年四月十四日

東京都教育委員会

- 追加指定した連携措置に係る科目
 - 調理師科
 - 食生活と健康(公衆衛生学)
 - 食品と栄養の特性I(栄養学)
- 追加指定した連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
 - 公衆衛生
 - 栄養

食品と栄養の特性Ⅱ (食品学) 食品

食品の安全と衛生Ⅰ (食品衛生学) 食品

食品の安全と衛生Ⅱ (食品衛生学実習) 食品衛生

調理理論と食文化概論Ⅰ (調理理論)

フードデザイン

総合調理実習 調理

●東京都教育委員会告示第十九号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十四条第三項の規定に基づき、町田調理師専門学校との連携に係る科目について平成二十七年四月一日付けで次のとおり指定の解除をしたので告示する。

平成二十七年四月十四日

東京都教育委員会

指定の解除をした連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

調理師科

総合調理技術実習

調理

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和

二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年四月十四日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

サン・ラポール目白 豊島区南長崎二丁目十七番十二号

グレースメイト鷺ノ宮参 練馬区中村南三丁目二十四番十番館 二号

特別養護老人ホーム や 練馬区東大泉七丁目二十七番四十九号

すらぎシティ東大泉 十九号

秋津療育園 東村山市青葉町三丁目三十一番地一

●東京都選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十七年四月十四日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地
上板橋第二病院 板橋区常盤台四丁目三十五番九号

東京都板橋ナーシングホ 板橋区栄町三十五番二二号

ーム介護老人保健施設 板橋区栄町三十五番二二号

東京都板橋ナーシングホ 板橋区栄町三十五番二二号

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第五号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、西部第一下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

一 供用及び処理開始 平成二十七年四月二十二日
始年月日

二 下水を排除及び 別表のとおり
処理すべき区域

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先
分流式又は合流 合流式

四 終末処理場の位 大田区大森南五丁目二番二十五号
置及び名称 森ヶ崎水再生センター

別表

区名 町名 街区符号又は地番

全部告示区域 一部告示区域

杉並区 上高井戸一 十番から十三番 九番
 丁目 まで、十五番、
 十七番、二十番
 及び二十八番か
 ら三十番まで

同 区 上高井戸二 二番、四番及び
 丁目 十七番 二番

同 区 上高井戸三
 丁目 二番

同 区 下高井戸一
 丁目 十四番

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申
 請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五
 条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認
 証の申請があったので、同条第五項において準用する同法
 第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に
 関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八條
 において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり
 公告する。

平成二十七年四月十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年二月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おおぞら会
- 三 代表者の氏名
関口 節子

四 主たる事務所の所在地
東京都江戸川区南小岩六丁目十一番六号

五 定款に記載された目的
この法人は、障害児（者）に対して、その潜在的能
力を引き出し、社会的自立を達成するための支援に
関する事業を行う。またこの事業を通じて地域社会
における健全な相互の理解の促進を図ることにより、
人間形成を視野に入れた青少年の健全育成ならびに
社会教育の推進に寄与することを目的とする。（以上
原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わかさ福祉会

三 代表者の氏名

山本 誠

四 主たる事務所の所在地

東京都八王子市平岡町四番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者及びその家族など支援を必要とする市民に対して、福祉サービスの提供及び社会的環境の整備を図る事業を行ない、多くの人々や団体と協働しながら、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を保障し、誰もが豊かに安心して暮らせる地域福祉の推進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京フィルムメックス実行委員会

三 代表者の氏名

森 昌行

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂五丁目四番十四号

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の人々に対して、日本およびアジア圏を中心とする世界諸国の映画の紹介に関する事業を行い、映画文化の振興と普及を図り、文化を通じた国際交流の発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ベグドクターズネットワーク

三 代表者の氏名

鈴木 裕

四 主たる事務所の所在地

東京都中央区勝どき三丁目三番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、経皮内視鏡的胃ろう造設術（以下PEGという）に関する情報、及び関連医療情報を提供し、また、高度な技術を要するPEG治療の為、医師の研修等育成を図るとともに、患者

・家族・施設等が購入することが困難な多種類のPEG
 関連医療用機器、PEG関連食料品等の、仲介等支援す
 ることにより、職業能力の開発や健康に寄与する事を目
 的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ホープワールドワイド・ジャパン

三 代表者の氏名

加藤 敦

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目三十番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、「隣人を愛する」精神にもとづいて、日
 本国内および世界各国の「助けを必要とする人々」のニ
 ーズを満たすために、「献血事業」、「児童老人福祉事
 業」、「身障者福祉事業」、「援助救済事業」、「チャリ
 ティーコンサート事業」、「募金事業」などの事業を行
 い、広く社会一般の利益に寄与することを目的とする。
 (以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第
 一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請が
 あったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条
 例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三
 号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年四月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人P.V.プロボノ

三 代表者の氏名

新井 博子

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区目黒二丁目十一番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、社会貢献活動に興味のある意識の高い映
 像クリエイターと、社会課題を解決するために熱意を持
 って取り組む映像依頼主をつなぐことで、「プロボノ」
 による新しい共感型映像コミュニケーションを生み出し、
 育て、日本の映像文化の更なる発展と、健全で希望のあ
 る社会づくりへ寄与していくことを目的とする。(以上
 原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人千代の会

三 代表者の氏名

山本 智大

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区下石神井三丁目十番十四号 二F

五 定款に記載された目的

この法人は、主に地域で暮らす高齢者を対象とし、住
 み慣れた地域で、いつまでも安心した生活を送れるよう
 に、介護保険制度を利用した介護支援サービス事業、又、
 介護保険外の自主介護支援サービス事業等を行なう。
 そのことにより、住み慣れた地域で誰もがその人らし
 く安心した生活を送ることのできる、福祉の増進に寄与
 することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年二月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本グローバル・コミュニケーシ
 ョン・センター

三 代表者の氏名

静永 純一

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目九番十三号 三会堂ビルデイン
 グ七階

五 定款に記載された目的

この法人は、全世界に対して、日本のPublic
 Diplomacyを最も効果的に実施するために政府、
 民間団体、NPO、NGOなどさまざまな担い手がネッ
 トワークを創造しアクションを展開し、もって日本の理
 解・イメージを向上させることを目的とする。(以上原
 文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月二日

<p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人不動産トラブル解決センター</p> <p>三 代表者の氏名 須佐 勝士</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋堀留町一丁目三番十六号</p> <p>五 定款に記載された目的 本法人は、全国における不動産トラブルに関する様々な問題をかかえた不特定多数の個人、団体などに対して、不動産に関する専門家による問題解決への助言及び支援に関する事業を行い、不動産に関するトラブルを解決し、また未然に防ぎ、安心できる豊かな暮らしが実現することを旨とし、非営利団体として公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年三月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人どうぞ</p> <p>三 代表者の氏名 松田 博雄</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都三鷹市新川四丁目十二番六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障がい者(児)及びその家族を対象として、ケアサービス事業を行い、誰もが地域で豊かな生活が送れるよう支援し、共に生きる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>特定非営利活動法人の認定について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年四月十四日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会</p> <p>二 代表者の氏名 藤鹿 一之</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都台東区浅草橋一丁目三十二番六号 コスモス浅草橋酒井ビル</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年三月十七日から平成三十二年三月十六日まで</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構</p> <p>二 代表者の氏名 奥田 碩</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目十番九号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年三月十二日から平成三十二年三月十一日まで</p>	<p>特定非営利活動法人全国骨髄バンク推進連絡協議会</p> <p>代表者の氏名 野村 正満</p> <p>主たる事務所の所在地 東京都千代田区東神田一丁目三番四号 KTビル三階</p> <p>認定の有効期間 平成二十七年三月十三日から平成三十二年三月十二日まで</p>
<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 立川市一番町一丁目九番八</p> <p>許可を受けた者の住所及び氏名 東大和市上北台二丁目一丁目十九 株式会社ダイエーコーポレーション 代表取締役 狩野 敬吾</p> <p>青梅市今井五丁目二千四百四十番二十六、同番百四十一、同番百六十及び同番百六十三 社会福祉法人一石会 理事 大堀 洋一</p>	<p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十七年四月十四日</p> <p>東京都多摩建築指導事務所長 金子 博</p>	<p>まで</p>

日野市大字新井八百六十三番百六、同番百七の一部、同番百八、同番百九、同番百二十一並びに同番百二十三、八百六十五番二及び同番三の各一部、同番三地先、同番四から同番六まで並びに同番八及び八百七十三番一の各一部並びに八百七十四番から八百七十六番まで	日野市石田二丁目七番地の二十三	平 房江
日野市神明一丁目六番九	立川市泉町九百三十五―二	大和ハウス工業株式会社 支配人 八友 明彦
東大和市清水六丁目千百六十六番一	西東京市北原町三丁目二番二十二号	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行
国立市谷保六丁目十五番三十九、同番三十九地先、同番四十一から同番四十三まで及び同番四十六から同番四十八まで	昭島市玉川町四丁目十二番二十三号	株式会社エムツーホーム 代表取締役 松藤 正利
西多摩郡瑞穂町大字高根字神明下百九十三番一	西東京市北原町三丁目二番二十二号	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行
羽村市栄町二丁目一番四十四から同番四十九まで	神奈川県相模原市中央区富士見二丁目八番八号城南建設ビル	城南建設株式会社 代表取締役 黒羽 秀朗
東大和市奈良橋三丁目五百四番、五百五番一及び同番二	東大和市中央四丁目九百六十五番地の百七十一	株式会社鈴木 代表取締役 鈴木 忠雄
あきる野市伊奈字新宿千八百一及び同番三	西東京市北原町三丁目二番二十二号	

あきる野市小川字澤田千四十九番から千五十二番まで並びに千五十四番一、千五十五番一及び同番五の各一部、同番七並びに二宮字稲荷耕地千六百二十四番三	あきる野市草花字草花前千三百七十五番の一部及び千三百七十七番四	あきる野市草花二千九番二号地	岡野 和夫
あきる野市小川字澤田千四十九番から千五十二番まで並びに千五十四番一、千五十五番一及び同番五の各一部、同番七並びに二宮字稲荷耕地千六百二十四番三	あきる野市小川六百三十三番地	森田 康大	
あきる野市草花字草花前千三百七十五番の一部及び千三百七十七番四	町田市森野五丁目二十番二号	積水ハウス株式会社町田支店 支店長 篠 茂則	
あきる野市草花字草花前千三百七十五番の一部及び千三百七十七番四	八王子市南大沢一丁目八番地二	大和ハウス工業株式会社 支配人 萩原 毅	
あきる野市草花字草花前千三百七十五番の一部及び千三百七十七番四	八王子市東中野字十八号千六百三十一の一部、千九百九十七番二、千九百九十八番二、千九百九十九番二、千二百番三、千二百番四、千二百四番三、千二百七十七番七、同番十八、堀之内字二番百六十九番十、百七十二番六の一部、百八十三番四、百八十四番八、百八十五番三、百八十八番三、百八十九番六、百九十一番二及び百九十二番二の一部	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行	
青梅市黒沢一丁目六百九十三番十一及び同番四十八から同番五十まで	青梅市黒沢三丁目千七百七十八番地の一	社会福祉法人青梅白寿会 理事 吉崎 幸次	
八王子市小比企町三千五百番一及び同番二	千代田区大手町二丁目六番三号	J&J日鉱日石エネルギー株式会社 代表取締役 杉森 務	

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九

十六号)第六十八条第一項の規定に基づき、(仮称)環二再開発(Ⅲ街区・虎ノ門街区)建設事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六条第二項の規定により公告する。	平成二十七年四月十四日	東京都知事 舛 添 要 一
一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	東京都	東京都知事 舛 添 要 一
二 対象事業の名称	新宿区西新宿二丁目八番一号	東京都知事 舛 添 要 一
三 工事着手の年月日	平成二十三年四月一日	
四 工事完了の年月日	平成二十七年三月二十六日	
五 届出日	平成二十七年三月三十日	

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年四月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年四月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名

東武会館・池袋西口民衆駅ビル・東武南館・池袋ターミナルビル

二 店舗所在地

豊島区西池袋二丁目一番二十五号 ほか

三 設置者名

東日本旅客鉄道株式会社ほか三名

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

五 変更を行った設置者名

株式会社東武百貨店

六 変更前の設置者の代表者名

重田 敦史

七 変更後の設置者の代表者名

根津 嘉澄

八 変更日

平成二十七年三月一日

九 届出日

平成二十七年三月二十四日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間

平成二十七年四月十四日から同年八月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名

祐天寺東急ストア

二 店舗所在地

目黒区祐天寺二丁目十三番六号

三 設置者名

東京急行電鉄株式会社

四 意見書

提出者及び住所

イ 概要

(ア) 店舗出入口そばの駐輪場は台数が少なすぎる。出入口から百メートルあまり離れた場所に設置する駐輪場は現実的でない。店舗西側の緑化予定地に一定数の駐輪場を設置すること。

(イ) 室外機や荷さばき作業などの騒音等の問題について、対策を講じること。

(ウ) 有料駐車場については、設置目的が理解できない。一方通行で広くない道路に面している上、車両の出入り時に他の車両と交錯する等の問題がある。

(エ) 説明会においてプロジェクトで

写した内容を説明会参加者に配布すべきである。

(オ) 店舗北側に新設予定の通路の幅が狭すぎる。人の流れを考えた対策を講じること。

(カ) 設置者は、騒音、駐輪等の問題について、近隣の声が伝わる仕組みを作ることを。

ウ 收受日

平成二十七年三月十六日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十七年四月十四日から同年五月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十七年四月十四日

東京都下水道局長 松 田 芳 和

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年	平成二	四八六二	サカノ工務店	八王子市 北区滝野川
指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地	
月日	名称	所在地	所在地	
十七年	四八六二	サカノ工務店	八王子市 北区滝野川	分方町五百二丁目五十

二月五日	七十八番地	八番六号
二月十日	一	
同日	中央区日本橋浜町三丁目三十四番三号	中央区八丁堀二丁目一番六号
同日	有限会社中央水道工業	
同日	四八二一七	足立区青井
同日	親富工業株式会社	足立区六木
同日	四八二一七	足立区五番九号
同日	足立区西新井四丁目二番六号	足立区西新井四丁目二番六号
同日	サトウ	足立区西新井四丁目二番六号
同日	八千代水道株式会社	町田市旭町二丁目十三番八号
同日	四五五二	町田市原町田一丁目十三番一〇号
同日	株式会社東京支店	町田ハイッ
同日	株式会社モリセツ	町田市野津田町二千六百六十三番地
同日	株式会社王子設備	北区神谷一丁目二十一番十二号
同日	有限会社王子設備	北区王子四丁目二十八番四号
同日	株式会社稲城市大丸	ゾーム中里
同日	株式会社東京支店	Ⅲ六〇一室
同日	株式会社石井設計	港区三田四

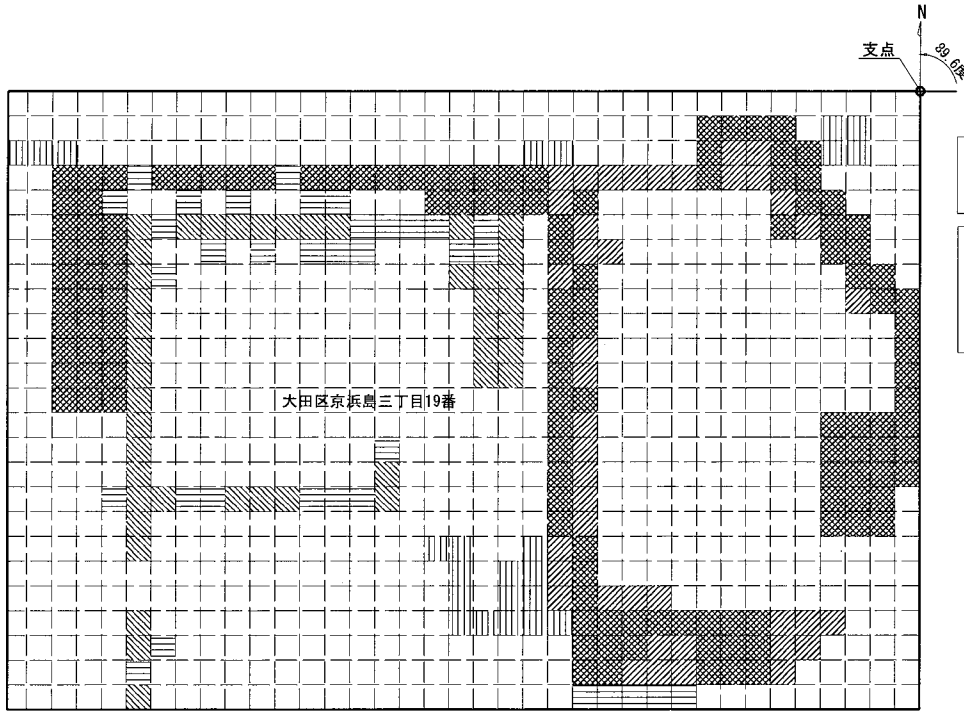
十七年	計	丁目十二番六号
二月十日		
二月二日		
代表者を変更した事業者		
受理年	指定番号	商号又は名称
同日	四七八六	サンエー住設株式会社
同日	河原隆夫	河原農富夫
同日	四八〇八	株式会社渡辺昌巳熊谷正弘
同日	株式会社渡辺昌巳熊谷正弘	
<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。</p>		
平成二十七年四月十四日	東京都下水道局長	松田芳和
指定した事業者	商号又は名称	代表者
五二二八	W A T E	綿貫篤
五二二九	R W O	西東京市ひばりが丘北四丁目六番二十号
五二三〇	R K S	寺門大作
五二三一	W A T	板橋区弥生町六十六番三号
五二三二	株式会社一平義彦	新宿区西落合一丁目十番五号

五二三一	ヒカル・越川律	東村山市栄町二丁目三十番二号
五二三二	エンジン・株式会社	二〇五号
五二三三	片山組	片山祐輔
五二三四	株式会社大木設備	世田谷区宇奈根一丁目十四番九号
五二三五	武心	川口誉富
五二三六	恵比寿建設株式会社	小倉秀行
五二三七	株式会社ダイワイ	糸毅
五二三八	e設備	飯田好正
五二三九	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二四〇	株式会社内藤商会	内藤登
五二四一	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二四二	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二四三	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二四四	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二四五	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二四六	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二四七	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二四八	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二四九	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二五〇	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二五一	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二五二	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二五三	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二五四	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二五五	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二五六	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二五七	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二五八	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二五九	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二六〇	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二六一	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二六二	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二六三	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二六四	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二六五	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二六六	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二六七	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二六八	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二六九	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二七〇	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二七一	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二七二	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二七三	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二七四	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二七五	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二七六	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二七七	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二七八	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二七九	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二八〇	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二八一	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二八二	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二八三	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二八四	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二八五	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二八六	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二八七	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二八八	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二八九	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二九〇	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二九一	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二九二	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二九三	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二九四	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二九五	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二九六	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二九七	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二九八	醍醐建設株式会社	田中常雅
五二九九	醍醐建設株式会社	田中常雅
五三〇〇	醍醐建設株式会社	田中常雅

正誤

○平成二十六年九月二十六日付東京都告示第千二百九十八号
 十四ページ上段の別図を次のように訂正する。





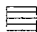
別図



〈支点〉
 支点は、調査対象地(大田区京浜島三丁目19番)の北東端とする。

〈格子の回転角度: 89.6度〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡例

-  形質変更時要届出区域のうち規則第58条第4項第11号に該当する区域 (この告示により指定する区域)
-  形質変更時要届出区域のうち規則第58条第4項第11号に該当する区域 (平成26年東京都告示第26号により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域のうち規則第58条第4項第11号に該当する区域 (平成25年東京都告示第1667号により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域のうち規則第58条第4項第11号に該当する区域 (平成24年東京都告示第921号により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域のうち規則第58条第4項第11号に該当する区域 (平成23年東京都告示第985号により指定した区域)
- 単位区画境界線
- 筆境界

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号(代)

郵便番号
112-0002



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。